

## 令和元年目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和元年10月31日(木)午後1時～

総合庁舎4階 特別会議室

はじめに（総務課長）

- ・ 区長あいさつ
- ・ 委員の御紹介
- ・ 区側出席職員の紹介
- ・ 審議会の進め方について
- ・ 会長互選

### ○ 審議会

- 1 会長ごあいさつ
- 2 会長職務代理者の指定
- 3 会長職務代理者のごあいさつ
- 4 諮問

=区長・副区長退席=

- 5 傍聴・資料等の取扱い（説明）  
（傍聴者あれば入場）
- 6 資料の内容説明
- 7 審議（質疑応答）
- 8 今後の進め方
- 9 閉会

終 了

#### 【今後の予定】

第2回 審議会 11月 8日（金） 午後3時～午後5時

第3回 審議会 11月18日（月） 午後3時～午後5時

いずれも目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

## 目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和元年10月1日現在

職	選出団体名	委員氏名	備 考
委 員	目黒法人会	あおき しげる 青木 茂	
委 員	目黒区住区住民会議連絡協議会	あんどう いさお 安藤 功	
委 員	目黒区町会連合会	おいかわ こうのすけ 追川 幸之助	
委 員	目黒区納税貯蓄組合連合会	おかだ ひろみ 岡田 浩美	
委 員	目黒区女性団体連絡会	おくやま としこ 奥山 利子	
委 員	連合目黒地区協議会	しょうじま たけひこ 荘島 猛彦	
委 員	目黒区商店街連合会	はら たけし 原 武	
委 員	目黒区中学校PTA連合会	ひじかた たけし 土方 武	
委 員	目黒区民生児童委員協議会	まつざき ひろこ 松崎 ひろ子	
委 員	目黒区法曹会	よしおか けいすけ 吉岡 桂輔	

(委員氏名50音順・敬称略)

### 区側出席者

総務部長	もとはし しんや 本橋 信也
総務課長	おおの よういち 大野 容一
人事課長	つかもと ひでお 塚本 秀雄



目総総第3228号

令和元年10月31日

目黒区特別職報酬等審議会会長 宛て

目 黒 区 長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額  
等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに  
期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に  
基づき、諮問します。

以 上

## 特別職報酬等審議会 資料1

- |   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 令和元年 特別区人事委員会勧告の概要          | 1 |
| 2 | これまでの当審議会における審議の方向等について     | 5 |
| 3 | 平成29年度目黒区特別職報酬等審議会の答申概要について | 6 |

令和元年10月

# 令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和元年 10月 21日(月)

特別区人事委員会

## 〔本年の勧告のポイント〕

### 1 月例給

○公民較差(△2,235円、△0.58%)を解消するため、給料表を改定

### 2 特別給(期末手当・勤勉手当)

○年間の支給月数を0.15月引上げ(現行4.5月→4.65月)、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約2万2千円の増

## 職員の給与に関する報告・勧告

### I 職員と民間従業員との給与の比較

#### 1 職員給与等実態調査の内容(平成31年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,124人	29,640人	385,424円	39.4歳

#### 2 民間給与実態調査の内容(平成31年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,148民間事業所を实地調査(調査完了837事業所)

#### 3 公民比較の結果

##### ○月例給

民間従業員	職員	差
383,189円	385,424円	△2,235円(△0.58%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

##### ○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.65月分	4.50月	0.15月

#### 4 本年の公民較差算出

昨年4月に実施した行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者(給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員)は、本年においても2,221人に上る。その着実な解消は、一義的には任用面においてなされるべきであることから、本年の勧告に当たっては、特例的な措置として、差額支給者を公民比較から除外して算出した公民較差△2,235円を解消することが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△5,819円である。

### II 改定の内容

#### 1 給料表

##### (1) 行政職給料表(一)

- ・ 原則全ての級及び号給について、給料月額を引下げ(平均改定率△0.6%)
- ・ 上位職への昇任を促す観点から、全ての級において一部号給の引下げを弱める

- ・ 初任給については、人材確保の観点から給料月額を据置き
- ・ 所要の調整措置として、給与条例の改正に伴い差額を支給されている職員の給料についても、その者に適用される級及び号給の改定状況を踏まえた改定が必要

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定。ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇確保の観点から改定しない
- ・ 再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

3 実施時期等

- ・ 給与水準の引下げを伴う内容の改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 平成31年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において、所要の調整を実施（改定を行わない医療職給料表（一）が適用されている職員を除く）

(参考1) 較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△1,863円	0円	△372円	△2,235円

(参考2) 改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,430千円	約6,452千円	約22千円

Ⅲ 給与制度における課題

1 期末手当

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しを必要

2 勤勉手当

- ・ 勤勉手当について、一部の職層に一律拠出を適用していない区は、早急に一律拠出の適用を進める必要

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の状況

(制度改正の結果及び検証)

○ 任用制度

- ・ 任命権者は、意欲のある若年層の主任職については係長職に留まらず、その先を見据えたキャリア形成を意識させる中長期的な視点に立った任用管理を行い、管理職の拡充につなげていくことが必要
- ・ 任命権者は、豊富な行政経験を有する高齢層職員をはじめとして、意欲や能力のある職員を係長職へ任用し、人数を増やしていくことが重要

- ・ 任命権者は、新設された主査を活用していく場合には、職員の経験や専門性の活用及びライン係長の負担軽減という職の趣旨を踏まえることが重要

#### ○ 給与制度

- ・ 制度改正後の職員構成は、係長職の割合が増加しているが、管理職の割合は増加しておらず、管理監督職の適正な確保は、依然として緊要な課題であることから、給与面においても、その解決に資するため、更なる検討が必要
- ・ 人事・給与制度の抜本的見直しの趣旨に則した運用がされているか検証し、国及び他団体との均衡を考慮するとともに、職務給原則の徹底に基づき、引き続き不断の見直しを実施

#### ○ 今後の対応

- ・ 制度改正を受け、任命権者による一定の取組が進んだものの、管理監督職の更なる拡充に向けては、引き続き係長職の人数を増やしていくとともに、そこから管理職の担い手を確保していくことが必要
- ・ 任命権者は、適正な職員構成の実現に向け、中長期的な視点に立ち、整備された仕組みを十分に活用しながら、取組を進めていく必要

### (2) 人材の確保

#### (採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求められる役割を果たすため、「自ら考え行動する人材」を安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ 将来の特別区における住民サービス提供や組織・職員構成のあり方、それに相応しい職員像や試験・選考方法を研究していくことも必要
- ・ 児童相談所等での経験を求める採用制度については、今年度の受験状況等の結果を検証し、受験資格の見直し等に向けた必要な対応を図る
- ・ 技術系職種については、現状を十分に把握し、採用試験等における専門性の担保も含め、土木・建築新方式の継続の是非をはじめとする今後の試験のあり方を検証

#### (採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 各採用制度の受験者層に合わせた手法の検討が必要
- ・ 23区合同説明会の開催を前倒し、特別区の魅力を早期に伝える試みの実施等、受験を考えている者が、より採用後をイメージしやすい取組を推進

### (3) 人材の育成

#### (人事評価制度の適切な運用)

- ・ 任命権者が制度の趣旨を踏まえ、評価制度をより公平性・納得性の高いものとするとともに、任用面及び給与面への更なる活用を通じて、人材育成や組織体制の強化へとつなげる取組とする必要
- ・ 任命権者においては、人事評価制度をより公平性・納得性の高いものとするために、研修をはじめとした評価者訓練の拡充、評価者手引の見直し等、評価者の評価能力や技術の向上を図る取組をより一層充実させる必要

#### (若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 任命権者における人材育成においては、上司との面談を通じて自身の強みや適性を自覚させる契機とするとともに、計画的な研修や幅広い業務経験を積ませるジョブローテーションにより、キャリアパスを意識させる取組を行うことが重要

#### (管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 任命権者は、管理監督職を担う人材を育成し、増やしていくために、中長期的な視点に立ち、計画的な取組をする必要
- ・ 新たな職の位置付けがされた主任職及び主査職の活用に加え、育児や介護等で昇任を断念していた職員への意欲喚起が必要

#### (4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 任命権者は、再任用職員の豊富な行政経験や専門性の有効活用に加え、その技術や知識が次代を担う職員に継承されていくよう、人事管理を進める必要
- ・ 引き続き国の定年の引上げ等に関する検討状況や他の地方公共団体及び民間の動向を注視していくとともに、特別区の実態を踏まえつつ、任命権者と連携して検討

#### (5) 会計年度任用職員等への対応

- ・ 来年4月の制度開始に向けて、各区の条例規則の改正に係る承認申請等に対応しており、任命権者においては必要な準備を遺漏なく進めることが肝要
- ・ 新制度開始後において、服務規律や任用要件の厳格化とともに期末手当の支給等に関する規定整備を図った法改正の趣旨に沿い、適正な制度の運用がなされるよう、実態把握に努める

#### (6) 保育教諭等への対応

- ・ 保育教諭等という新たな職のあり方を統一的に整理するための検討を加速させる必要

### 2 勤務環境の整備等

#### (1) 仕事と家庭の両立支援と多様で柔軟な働き方

- ・ 育児のほかにも、介護や病気の治療等、様々な局面において働き続けることのできる環境を整備するためには、休暇等を取得しやすい環境をつくるだけでなく、働き方の選択肢を増やすことも重要

#### (2) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 一部の職員に業務が集中し、各区規則等において規定された超過勤務時間数の上限時間を超えることがないように対策を講ずる必要
- ・ 管理職員及び教員も含めた全ての職員に対して、労働安全衛生法に定められた措置を確実に実施していくことが必要

#### (3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 管理監督者だけではなく、職員同士でも互いの変化に気付けるよう、日頃から職場内のコミュニケーションを活発にしておくことが大切
- ・ 各区において設置されている相談窓口について、早い段階で十分に活用できるよう、区のメンタルヘルス対策方針や相談窓口を定期的に周知するなどの対応も必要
- ・ 不調者が発生し長期化した場合は、周囲の負担も大きくなることから職場への支援も必要

#### (4) ハラスメント防止対策

- ・ 改正労働施策総合推進法の趣旨を踏まえ、管理監督職を中心にハラスメントが発生しにくい職場環境づくりに努める必要

### 3 区民からの信頼の確保

- ・ 業務が多様化、細分化、かつ複雑化し、その量が増大し続ける中、特別区の使命を果たすためには、業務プロセスの可視化、効率化、役割分担や責任の明確化を図り、職員一人ひとりが職務に全力を傾注し、職責を全うすることができるような職場環境を整備することが不可欠
- ・ 職場環境の整備に努め、管理監督者が適切に運用していくことで、不祥事を発生させない仕組みを構築することが必要
- ・ 日頃から、迅速かつ的確な情報開示を行うことや、危機管理体制の強化に努めることが肝要



## ■ これまでの当審議会における審議の方向等について ■

### 1 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

### 2 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

### 3 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

### 4 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」(平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申)とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

以 上

◆ 平成29年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について ◆

1 区議会議員の議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額等について

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の月額、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、これまでの当審議会における判断を踏まえ、平成29年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の月例給与の公民較差0.13%の較差解消に応じて、増額改定を行うことが適当である。

また、期末手当についても同様の考え方に立った改定を行い、一般職員の期末・勤勉手当の増加率を横引きし、年間0.1月分引き上げ、議員にあっては3.4月に、区長等特別職にあっては3.45月に引き上げることが適当である。

2 実施の時期

施行時期については、従前の判断を変えるような要因はなく、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

別表

議員報酬月額 (単位=円)

	報酬月額		
	改定前	改定後	差額
議長	906,000	907,000	1,000
副議長	793,000	794,000	1,000
委員長	658,000	659,000	1,000
副委員長	628,000	629,000	1,000
議員	598,000	599,000	1,000

区長、副区長及び教育長の給料月額等

(単位=円)

	改定前			改定後			差額
	給料	地域手当	計	給料	地域手当	計	
区長	1,060,000	212,000	1,272,000	1,061,000	212,200	1,273,200	1,200
副区長	848,000	169,600	1,017,600	849,000	169,800	1,018,800	1,200
教育長	742,000	148,400	890,400	743,000	148,600	891,600	1,200

## 特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

- 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧 1
- 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧 2
- 平成18年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過 3
- 給料等の改定経過 4
- 23区特別職等の期末手当支給月数 5
- 令和元年度目黒区一般会計歳入・歳出予算 6
- 平成30年度～令和2年度の収支見通し 7

令和元年10月

## 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧

令和元年6月1日現在

	区名	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		常勤代表監査委員	
		年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位
1	千代田	20,780,000	22	16,600,175	22	14,525,687	22	15,926,392	13	13,937,755	5	11,707,022	5	11,188,247	5	10,652,180	10	0	10
2	中央	22,257,807	7	17,848,789	6	15,934,347	9	16,149,450	7	13,700,985	11	11,374,075	13	11,009,410	10	10,610,015	12	0	10
3	港	22,092,411	10	17,772,391	8	16,502,934	2	15,957,877	11	13,805,779	6	11,495,438	7	11,018,952	8	10,807,962	4	0	10
4	新宿	21,653,084	15	17,352,129	15	14,793,802	20	15,571,280	18	13,294,970	20	10,952,680	22	10,457,830	22	10,177,415	21	13,310,714	3
5	文京	20,957,475	21	16,959,845	21	15,499,172	14	15,265,294	22	13,085,011	23	10,737,396	23	10,288,417	23	9,922,275	23	0	10
6	台東	22,213,620	8	17,844,682	7	15,320,407	15	16,025,062	9	13,758,187	8	11,404,125	12	10,915,875	14	10,532,250	13	0	10
7	墨田	21,825,019	13	17,605,771	12	16,263,283	3	15,807,960	14	13,586,580	13	11,244,660	17	10,848,600	15	10,521,420	14	0	10
8	江東	22,576,702	4	18,030,141	4	15,786,130	11	16,192,638	6	13,949,502	3	11,758,939	1	11,198,155	4	10,689,945	8	0	10
9	品川	21,869,642	11	17,560,541	13	15,291,589	16	15,800,375	15	13,506,496	17	11,178,380	18	10,750,418	18	10,373,811	19	0	10
10	目黒	21,464,560	18	17,175,694	18	15,031,261	19	15,355,510	21	13,442,420	18	11,156,870	19	10,648,970	21	10,141,070	22	12,785,676	6
11	大田	22,479,369	5	18,041,553	3	16,141,019	6	16,533,938	1	13,946,418	4	11,712,867	4	11,235,007	1	10,898,736	1	12,169,630	9
12	世田谷	22,348,803	6	17,933,790	5	16,243,683	4	16,256,981	5	13,763,418	7	11,637,787	6	11,078,043	7	10,779,862	5	15,219,251	1
13	渋谷	21,574,784	16	17,633,031	11	15,831,087	10	16,314,618	4	13,611,174	12	11,423,601	10	11,014,095	9	10,833,275	2	0	10
14	中野	21,572,469	17	17,317,016	17	15,178,069	18	15,496,526	19	13,129,676	22	11,250,783	16	10,741,989	19	10,227,985	20	0	10
15	杉並	22,621,872	3	18,128,610	2	15,536,506	13	14,992,200	23	13,566,444	14	11,268,522	15	10,798,492	16	10,432,914	15	13,974,766	2
16	豊島	20,544,397	23	17,323,125	16	15,186,481	17	15,682,936	17	13,739,121	9	11,339,806	14	10,967,286	11	10,630,075	11	0	10
17	北	22,128,037	9	17,722,759	9	16,230,679	5	15,993,936	10	13,727,784	10	11,413,416	11	10,946,754	12	10,652,292	9	12,176,366	8
18	荒川	22,880,055	1	18,343,835	1	16,612,909	1	16,478,445	2	14,101,402	1	11,724,360	3	11,223,930	2	10,830,735	3	0	10
19	板橋	21,857,943	12	17,524,871	14	16,080,513	7	15,736,175	16	13,522,735	16	11,153,662	20	10,721,350	20	10,375,500	18	12,806,636	4
20	練馬	21,371,526	19	17,089,709	20	16,038,034	8	15,406,300	20	13,290,050	21	11,444,680	8	10,919,850	13	10,411,950	17	0	10
21	足立	21,350,638	20	17,117,322	19	14,760,202	21	16,410,582	3	14,058,802	2	11,758,900	2	11,222,832	3	10,704,057	7	0	10
22	葛飾	21,724,398	14	17,702,787	10	15,624,633	12	15,947,594	12	13,407,728	19	11,438,036	9	11,092,476	6	10,746,916	6	12,796,036	5
23	江戸川	22,677,820	2	16,366,013	23	13,815,223	23	16,046,460	8	13,545,495	15	11,094,885	21	10,759,185	17	10,423,485	16	12,288,474	7
	平均	21,861,845		17,521,503		15,575,115		15,884,719		13,629,475		11,376,995		10,915,051		10,538,092		13,058,617	

## 2 3 区の特別職給与年額及び議員報酬月額等一覧

	区名	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		基本給料月額	順位	基本給料月額	順位	基本給料月額	順位	基本給料月額	順位	基本給料月額	順位	基本給料月額	順位	基本給料月額	順位	基本給料月額	順位
1	千代田	1,229,000	4	982,000	4	859,000	4	921,000	13	806,000	3	677,000	2	647,000	2	616,000	7
2	中央	1,151,000	10	923,000	9	824,000	11	930,000	6	789,000	10	655,000	13	634,000	10	611,000	12
3	港	1,256,500	1	1,010,800	2	938,600	1	907,600	19	785,200	16	653,800	15	626,700	16	614,700	10
4	新宿	1,168,000	6	936,000	5	798,000	16	944,000	3	806,000	3	664,000	6	634,000	10	617,000	6
5	文京	1,254,000	2	1,014,800	1	927,400	2	921,400	12	789,800	8	648,100	18	621,000	20	598,900	22
6	台東	1,144,000	13	919,000	13	789,000	17	919,000	15	789,000	10	654,000	14	626,000	17	604,000	17
7	墨田	1,138,000	14	918,000	14	848,000	6	918,000	16	789,000	10	653,000	16	630,000	12	611,000	12
8	江東	1,157,000	8	924,000	8	809,000	14	924,000	8	796,000	6	671,000	4	639,000	6	610,000	14
9	品川	1,147,000	12	921,000	11	802,000	15	923,000	9	789,000	10	653,000	16	628,000	14	606,000	15
10	目黒	1,061,000	22	849,000	22	743,000	21	907,000	20	794,000	7	659,000	11	629,000	13	599,000	21
11	大田	1,161,500	7	932,200	6	834,000	10	934,200	4	788,000	15	661,800	9	634,800	9	615,800	8
12	世田谷	1,077,700	21	864,800	21	783,300	18	932,300	5	789,300	9	667,400	5	635,300	8	618,200	5
13	渋谷	1,111,100	19	908,100	17	815,300	12	920,300	14	767,800	22	644,400	22	621,300	18	611,100	11
14	中野	1,249,600	3	1,003,100	3	879,200	3	892,400	21	756,100	23	647,900	19	618,600	23	589,000	23
15	杉並	1,119,700	18	897,300	18	769,000	19	861,200	23	779,300	19	647,300	20	620,300	21	599,300	20
16	豊島	974,800	23	828,600	23	726,400	23	888,300	22	778,200	20	642,300	23	621,200	19	602,100	18
17	北	1,153,800	9	924,100	7	846,300	7	928,800	7	797,200	5	662,800	7	635,700	7	618,600	4
18	荒川	1,150,000	11	922,000	10	835,000	8	922,000	11	789,000	10	656,000	12	628,000	14	606,000	15
19	板橋	1,135,000	16	910,000	15	835,000	8	910,000	17	782,000	18	645,000	21	620,000	22	600,000	19
20	練馬	1,138,000	14	910,000	15	854,000	5	910,000	17	785,000	17	676,000	3	645,000	3	615,000	9
21	足立	1,078,800	20	864,900	20	745,800	20	949,000	2	813,000	1	680,000	1	649,000	1	619,000	3
22	葛飾	1,129,000	17	920,000	12	812,000	13	923,000	9	776,000	21	662,000	8	642,000	4	622,000	1
23	江戸川	1,218,000	5	879,000	19	742,000	22	956,000	1	807,000	2	661,000	10	641,000	5	621,000	2
	平均	1,147,935		920,074		818,057		919,239		788,735		658,339		631,604		609,770	

# 平成18年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過

## 区長

(単位=円)

調整手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当	地域手当
H18.4	H19.1	H20.1	H21.1	H21.12	H22.12	H23.10	H27.4	H28.1	H29.1	H30.1~現在		
12% 137,280	13% 146,380	14.5% 161,095	16% 175,520	17% 184,450	18% 192,960	18% 192,960	18% 192,960	20% 211,600	20% 212,000	20% 212,200		
給料 1,144,000	給料 1,126,000	給料 1,111,000	給料 1,097,000	給料 1,085,000	給料 1,072,000	給料 964,800	給料 1,072,000	給料 1,058,000	給料 1,060,000	給料 1,061,000		
給与月額 1,281,280	公民較差是正▲0.73% 1,272,380 ▲0.69%	公民較差是正なし 1,272,095	公民較差是正なし 1,272,520	公民較差是正▲0.27% 1,269,450 ▲0.24%	公民較差是正▲0.30% 1,264,960 ▲0.35%	給料10%特例減額 (23-26累積較差▲0.33%) 1,157,760	特例減額終了(本則) 1,264,960	公民較差是正0.35% +0.37% 1,269,600	公民較差是正0.15% +0.19% 1,272,000	公民較差是正0.13%		

※給与月額=給料月額+地域手当

## 議員

議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬	議員報酬
H18.4	H19.1	H20.1	H21.1	H21.12	H22.12	H24.4	H27.4(継続)	H28.4(本則)	H29.1	H30.1~現在
604,000	600,000	600,000	600,000	598,000	598,000	586,000	586,000	598,000	598,000	599,000
	公民較差是正▲0.73%	公民較差是正なし	公民較差是正なし	公民較差是正▲0.27%	報酬据置き	報酬2%特例減額	報酬2%特例減額	特例減額終了(本則)	(本則継続)	公民較差是正0.13%

※議員には、地域手当は支給されない。

給料等の改定経過

		H21.1～H21.11		H21.12～H22.11		H22.12～H23.9		H23.10～H27.3(特例)		H27.4～H27.12		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区 長	給料月額	1,097,000	98.7	1,085,000	98.9	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1
	地域手当	175,520	109.0	184,450	105.1	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1
	合計給与	1,272,520	100.0	1,269,450	99.8	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1
	前額差額	425		△ 3,070		△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200	
副 区 長	給料月額	877,000	98.7	868,000	99.0	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1
	地域手当	140,320	108.9	147,560	105.2	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1
	合計給与	1,017,320	99.9	1,015,560	99.8	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1
	前額差額	△ 585		△ 1,760		△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200	
教 育 長	給料月額	768,000	98.7	759,000	98.8	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1
	地域手当	122,880	108.9	129,030	105.0	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1
	合計給与	890,880	100.0	888,030	99.7	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1
	前額差額	70		△ 2,850		△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200	

地域手当率

H21.1=16.0%

H21.12=17.0%

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H21.1～H21.11		H21.12～H22.11		H22.12～H24.3		H24.4～H27.3(特例)		H27.4～H28.3(特例)		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
議 長	議員報酬	909,000	100.0	906,000	99.7	同額	100.0	874,000	96.5	同額	100.0	906,000	103.7	同額	100.0	907,000	100.1
	(前額差額)	(同額)		(△3,000)		—		(△32,000)		—		(32,000)		—		(1,000)	
副 議 長	議員報酬	795,000	100.0	793,000	99.7	同額	100.0	752,000	94.8	同額	100.0	793,000	105.5	同額	100.0	794,000	100.1
	(前額差額)	(同額)		(△2,000)		—		(△41,000)		—		(41,000)		—		(1,000)	
委 員 長	議員報酬	660,000	100.0	658,000	99.7	同額	100.0	636,000	96.7	同額	100.0	658,000	103.5	同額	100.0	659,000	100.2
	(前額差額)	(同額)		(△2,000)		—		(△22,000)		—		(22,000)		—		(1,000)	
副 委 員 長	議員報酬	630,000	100.0	628,000	99.7	同額	100.0	613,000	97.6	同額	100.0	628,000	102.4	同額	100.0	629,000	100.2
	(前額差額)	(同額)		(△2,000)		—		(△15,000)		—		(15,000)		—		(1,000)	
議 員	議員報酬	600,000	100.0	598,000	99.7	同額	100.0	586,000	98.0	同額	100.0	598,000	102.0	同額	100.0	599,000	100.2
	(前額差額)	(同額)		(△2,000)		—		(△12,000)		—		(12,000)		—		(1,000)	

## 23区特別職等の期末手当支給月数

(令和元年6月1日現在)

	区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
		支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1	千代田	3.25	19	3.25	19	3.25	19	3.65	12	
2	中央	3.70	10	3.70	10	3.70	10	3.70	10	
3	港	3.85	4	3.85	3	3.85	3	3.85	5	
4	新宿	3.10	23	3.10	23	3.10	23	3.10	23	
5	文京	3.25	19	3.25	19	3.25	19	3.15	22	
6	台東	3.75	6	3.75	6	3.75	6	3.75	7	
7	墨田	3.60	14	3.60	14	3.60	14	3.60	16	
8	江東	3.81	5	3.81	5	3.81	5	3.81	6	
9	品川	3.53	16	3.53	16	3.53	16	3.53	18	
10	目黒	3.45	17	3.45	17	3.45	17	3.40	19	
11	大田	3.71	9	3.71	9	3.71	9	3.93	3	
12	世田谷	3.75	6	3.75	6	3.75	6	3.75	7	
13	渋谷	3.75	6	3.75	6	3.75	6	3.95	2	
14	中野	3.63	13	3.63	13	3.63	13	3.70	10	
15	杉並	3.98	2	3.98	2	3.98	2	3.73	9	
16	豊島	3.95	3	3.85	3	3.85	3	3.90	4	
17	北	3.60	14	3.60	14	3.60	14	3.60	16	
18	荒川	4.05	1	4.05	1	4.05	1	4.05	1	
19	板橋	3.65	11	3.65	11	3.65	11	3.65	12	
20	練馬	3.35	18	3.35	18	3.35	18	3.40	19	
21	足立	3.19	21	3.19	21	3.19	21	3.65	12	
22	葛飾	3.64	12	3.64	12	3.64	12	3.64	15	
23	江戸川	3.15	22	3.15	22	3.15	22	3.30	21	
	平均	3.60		3.59		3.59		3.64		

**【計算式】**

区長・副区長・教育長[(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100]×支給月数

議員[報酬月額×145/100]×支給月数



## 令和元年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 歳入 (款別)

款	H30年度当初 A	構成比
1 特別区税	43,288,242	45.6
2 地方譲与税	348,600	0.4
3 利子割交付金	132,000	0.1
4 配当割交付金	634,900	0.7
5 株式等譲渡所得割交付金	567,502	0.6
6 地方消費税交付金	5,076,000	5.3
7 自動車取得税交付金	214,000	0.2
8 地方特例交付金	79,600	0.1
9 特別区交付金	13,000,000	13.7
10 交通安全対策特別交付金	28,609	0.0
11 分担金及び負担金	1,790,151	1.9
12 使用料及び手数料	2,255,621	2.4
13 国庫支出金	12,303,116	12.9
14 都支出金	7,857,108	8.3
15 財産収入	393,622	0.4
16 寄附金	571	0.0
17 繰入金	2,770,206	2.9
18 繰越金	2,000,000	2.1
19 諸収入	1,395,897	1.5
20 特別区債	867,000	0.9
21 環境性能割交付金	0	0.0
計	95,002,745	100.0

(2) 歳出 (款別)

款	H30年度当初 A	構成比
1 議会費	718,882	0.7
2 総務費	7,951,782	8.4
3 区民生活費	10,753,542	11.3
4 健康福祉費	50,385,057	53.0
5 産業経済費	715,549	0.7
6 都市整備費	6,051,957	6.4
7 環境清掃費	4,616,701	4.9
8 教育費	9,405,995	9.9
9 公債費	3,191,822	3.4
10 諸支出金	1,011,458	1.1
11 予備費	200,000	0.2
計	95,002,745	100.0

R元年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
45,010,062	42.4	1,721,820	4.0
366,300	0.3	17,700	5.1
144,600	0.1	12,600	9.5
736,800	0.7	101,900	16.0
567,502	0.5	0	0.0
5,017,000	4.7	△ 59,000	△ 1.2
137,800	0.1	△ 76,200	△ 35.6
81,800	0.1	2,200	2.8
16,947,000	16.0	3,947,000	30.4
27,463	0.0	△ 1,146	△ 4.0
1,890,818	1.8	100,667	5.6
2,248,337	2.1	△ 7,284	△ 0.3
13,886,316	13.1	1,583,200	12.9
9,339,760	8.8	1,482,652	18.9
424,853	0.4	31,231	7.9
571	0.0	0	0.0
4,863,783	4.6	2,093,577	75.6
2,000,000	1.9	0	0.0
1,302,799	1.2	△ 93,098	△ 6.7
1,251,000	1.2	384,000	44.3
	0.0	0	-
106,244,564	100.0	11,241,819	11.8

R元年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
735,173	0.7	16,291	2.3
12,250,962	11.5	4,299,180	54.1
12,238,971	11.5	1,485,429	13.8
55,170,759	51.9	4,785,702	9.5
1,052,683	1.0	337,134	47.1
6,236,436	5.9	184,479	3.0
4,761,260	4.5	144,559	3.1
10,114,351	9.5	708,356	7.5
2,470,360	2.3	△ 721,462	△ 22.6
1,013,609	1.0	2,151	0.2
200,000	0.2	0	0.0
106,244,564	100.0	11,241,819	11.8

(単位: 千円 %)

R元年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
45,010,062	41.4	1,721,820	4.0
377,180	0.3	28,580	8.2
144,600	0.1	12,600	9.5
736,800	0.7	101,900	16.0
567,502	0.5	0	0.0
5,017,000	4.6	△ 59,000	△ 1.2
101,900	0.1	△ 112,100	△ 52.4
102,597	0.1	22,997	28.9
16,947,000	15.6	3,947,000	30.4
27,463	0.0	△ 1,146	△ 4.0
1,891,778	1.7	101,627	5.7
2,232,750	2.1	△ 22,871	△ 1.0
14,232,504	13.1	1,929,388	15.7
9,735,711	9.0	1,878,603	23.9
442,428	0.4	48,806	12.4
1,754	0.0	1,183	207.2
4,302,782	4.0	1,532,576	55.3
4,033,321	3.7	2,033,321	101.7
1,398,307	1.3	2,410	0.2
1,251,000	1.2	384,000	44.3
35,900	0.0	35,900	皆増
108,590,339	100.0	13,587,594	14.3

(単位: 千円 %)

R元年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
741,865	0.7	22,983	3.2
12,473,084	11.5	4,521,302	56.9
12,319,332	11.3	1,565,790	14.6
55,882,200	51.5	5,497,143	10.9
1,166,183	1.1	450,634	63.0
6,253,070	5.8	201,113	3.3
4,757,173	4.4	140,472	3.0
10,297,601	9.5	891,606	9.5
2,469,561	2.3	△ 722,261	△ 22.6
2,030,270	1.9	1,018,812	100.7
200,000	0.2	0	0.0
108,590,339	100.0	13,587,594	14.3

\*R元年度補正は補正1号後予算  
\*比較増減・増減率は対H30年度当初比

平成30年度～令和2年度の収支(見通し)

令和元年10月25日現在

(単位:億円)

		平成30年度 (決算)	令和元年度 (当初)		令和2年度 (予算編成事務処理方針)		
			金額	金額	増減額	金額	増減額
歳入	一般財源	特別区税	450.9	450.1	△ 0.8	454.9	4.8
		特別区交付金	155.2	169.5	14.3	137.4	△ 32.1
		その他一般財源	121.0	123.7	2.7	121.9	△ 1.8
	特定財源	特別区債	7.6	12.5	4.9	0.0	△ 12.5
		その他特定財源	272.4	306.6	34.2	322.1	15.5
	歳入合計		1,007.1	1,062.4	55.3	1,036.3	△ 26.1
歳出	人件費	179.7	185.0	5.3	209.1	24.1	
	実施計画事業	65.0	117.6	52.6	84.5	△ 33.1	
	その他	722.1	759.8	37.7	742.7	△ 17.1	
	歳出合計	966.8	1,062.4	95.6	1,036.3	△ 26.1	
収支状況(歳入合計－歳出合計)		40.3	0		0		

(注1)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和2年度財政収支見通し (R元. 9. 4 令和2年度予算編成事務処理方針 (抜粋))

歳入面では、景気の緩やかな回復が続いていくと見込まれるものの、たばこの売上本数の減少により、特別区たばこ税は減少が続く見込みである。また、国による不合理な税制改正(ふるさと納税、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し)により、特別区民税、特別区交付金、地方消費税交付金の貴重な税源を一方的に奪われていることもあり、歳入の大幅な増は見込めない状況である。歳出面では、医療、介護などの社会保障費の増や子育て支援施策の拡充等により経常経費が増えるとともに、特別養護老人ホーム等の整備支援に伴う経費負担の増も見込まれる。

令和2年度当初予算の編成に当たり、現時点では、財政調整基金から約12億円を取り崩さざるを得ない見通しとしている。

## 特別職報酬等審議会 資料3 (関係条例等)

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 6
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 8

令和元年10月

## 目黒区特別職報酬等審議会条例

### （設置）

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の付属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（一部改正〔平成19年条例1号・20年24号・27年14号〕）

### （意見の聴取等）

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

### （組織）

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（全部改正〔平成22年条例1号〕）

### （会長）

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

### （招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

### （定足数及び表決数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則 (平成27年3月10日条例第14号抄)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

最終改正 平成29年12月7日条例第41号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例(昭和31年4月東京都目黒区条例第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長、副議長、委員長及び副委員長(以下「議長等」という。)にあってはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあっては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(月の中途に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法)

第4条 議長等(予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。)及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合(死亡によりその職を離れた場合を除く。)のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

(議員報酬の支給期日)

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第14号)の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

第6条 議員（議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第7条 議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内で、退職し、失職し、又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100

1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の 60
1月15日未満	3月未満	100分の 30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則（平成23年3月15日条例第11号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成29年12月7日条例第41号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額
議長	907,000円
副議長	794,000円
委員長	659,000円
副委員長	629,000円
議員	599,000円



○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 平成29年12月7日条例第41号

### 目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

#### （旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

#### （その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

#### （支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分

の160を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。

- 3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。
- 4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則（平成29年12月7日条例第41号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

（全部改正〔平成29年条例41号〕）

職名	給料月額
区長	1,061,000円
副区長	849,000円

別表2（第3条関係）

（一部改正〔平成19年条例1号〕）

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 平成29年12月7日条例第41号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額743,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月日黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

（勤務時間等）

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則（平成29年12月7日条例第41号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。